

ID: 232

担当部署: 健康福祉部 保健センター 保健係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	名寄市保健センター設置条例 第5条第2項		
例規番号	平成18年条例第139号		
<p>【根拠条文】 (施設の利用) 第5条 保健センターは、第3条の事業に利用するほか、その他の保健活動の場として利用することができる。</p> <p>2 保健センターを利用する者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、保健センターの保全上又は運営上必要があると認められるときは、前項の承認に条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文、第6条及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の制限) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を禁止し、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は他の利用者に害を及ぼすおそれがあると認めたとき。</p> <p>(2) 管理上支障があると認めたとき。</p> <p>(3) その他不相当と認めたとき。</p> <p>(公共施設の利用の不許可等) 第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日